

国自環第22号の3
平成26年5月1日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
環境政策課長



ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施方法等について

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施については、「ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について」(平成26年4月30日付国自環第21号の3)によりご協力を依頼したところでありますが、本キャンペーンの実施に当たり、別紙のとおり「ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施細目」を定めましたので、本キャンペーンの実施に当たっては、貴会傘下会員に対して周知をお願いいたします。

また、本キャンペーンのチラシに貴会の協賛名義を使用することについて、ご了解願います。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施細目

平成26年4月
国土交通省自動車局

実施機関	実施事項	実施内容
国土交通省	1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等	<p>① 運輸支局等を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② チラシを運輸支局等に備え置き、窓口等を利用する自動車使用者等に配布する。</p> <p>③ 街頭検査の実施に際し、運転者等に対してチラシ等を配布する。</p>
	2. 街頭検査の実施	<p>① ディーゼル自動車の黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を実施し、自動車使用者に対して黒煙低減及び不正軽油の排除に係る意識の高揚を図る。</p> <p>また、6月に行われる「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）の主旨と整合性をとりながら連携をとって実施する。</p> <p>なお、街頭検査時において、「不正改造車排除強化月間」中は「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点に行い、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は「自動車の点検整備の推進」の観点から、点検・整備の重要性について説明するなどし、指導を重点的に行う。</p> <p>② 地方運輸局は、地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。</p> <p>③ 平成25年度に実施した街頭検査時に不正軽油を使用する車両が複数確認された地方運輸局においては、都道府県税務担当部局と連携強化を図り、燃料に特化した街頭検査実施期間を設けるなど燃料を最重点項目とした街頭検査を実施するとともに、当該街頭検査の実施にあたっては積極的に報道発表を行う。</p> <p>④ 地方運輸局（沖縄総合事務局含む。以下同じ。）においては、街頭検査の結果について別表1の「ディーゼルクリーン・キャンペーン時における測定結果表（街頭検査時）」にとりまとめ、重点実施期間終了後、翌月の第4金曜日までに報告する。</p> <p>更に、燃料の街頭検査結果については、事務連絡で示した「燃料検査実績報告様式」にとりまとめ、報告期限に従って報告する。</p>
	3. 運送事業者による自主点検等	<p>「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は、運送事業者等に対し、保有車両の黒煙低減対策を重点とした点検・整備等の自主的な実施について指導する。</p>

	<p>4. 通報制度を活用した自動車の利用者等の指導</p> <p>5. DPF等の正しい使用方法のチラシの配布</p>	<p>運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」を備え置き、住民から著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報をFAX等で収集する。（別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」は、国土交通省ホームページにて掲示済。）</p> <p>また、運輸支局整備担当部門において、通報内容を確認し車両等が特定された場合には通報された使用者宛に、別紙2「自主点検のお願い」を内容（エコドライブの啓発を含む）とするハガキで通知することにより、当該自動車の利用者に対し自主点検等の指導を行う。</p> <p>なお、自動車検査独立行政法人から情報提供され、車両等が特定された場合においても、同様の扱いとする。</p> <p>迷惑黒煙の通報制度については、年間を通し実施することとし、「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）を重点実施期間とする。</p> <p>地方運輸局においては、ハガキによる通報結果等については、重点実施期間終了後、翌月第4金曜日までに、また、年度の報告については、次年度初めの月の第4金曜日までに、別表2「平成26年度迷惑黒煙の通報制度結果報告書」にとりまとめ、報告する。</p> <p>① DPF等の正しい使用方法のチラシを運輸支局等に備え置き、窓口等を利用する自動車利用者等に配布する。</p> <p>② 街頭検査の実施に際し、運転者等に対してDPF等の正しい使用方法のチラシを配布する。</p>
自動車検査独立行政法人	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 街頭検査の実施</p> <p>3. 通報窓口の設置</p>	<p>① 検査場等を訪れる自動車利用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 検査場等にチラシ等を備え置き、自動車利用者等に配布する。</p> <p>③ 本キャンペーンの実施について関係者への周知を図る。</p> <p>ディーゼル自動車の黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を実施し、自動車利用者に対して黒煙低減及び不正軽油の排除に係る意識の高揚を図る。</p> <p>また、6月に行われる「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）の主旨と整合性をとりながら連携をとって実施する。</p> <p>本キャンペーンの主旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携をとり、街頭検査等の実施に努める。</p> <p>法人ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力することとする。</p>
一般社	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p>	<p>① 自動車販売会社を訪れる自動車利用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 自動車販売会社にチラシを備え置き、自動車利用者等に配布</p>

<p>団法人 日本自動車工業会</p> <p>団法人 日本自動車販売協会連合会</p>	<p>2. 会報等による広報</p>	<p>する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
<p>一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会</p>	<p>1. ポスター・チラシの掲出等</p> <p>2. 整備事業者による入庫車の点検</p> <p>3. 会報等による広報</p>	<p>① 各自動車整備振興会を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 自動車分解整備事業場にチラシを備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>① 整備工場に入庫したディーゼル車について、使用者に点検指導を行うとともに、「不正改造車排除強化月間」中は「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を重点に行い、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は「自動車の点検整備の推進」の観点から、使用者の理解を得ながらテスター等で黒煙測定及びエア・クリーナ・エレメント等の清掃等を重点に実施する。</p> <p>② ①の内容について、別表3-1、別表3-2及び別表3-3「一般社団法人日本自動車整備振興会連合会結果表」についてとりまとめ、翌月の第4金曜日までに国土交通省あて報告する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
<p>公益社団法人 日本トラック協会</p>	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 運送事業者による自主点検等</p>	<p>① 事業所の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② チラシを協賛団体に備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>① 保有車両について、黒煙低減対策を重点とした点検・整備を自主的に実施する。</p> <p>特に、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中におけるバス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重</p>

協会	<p>3. 通報制度を活用した運送事業者等の指導</p> <p>4. 運転者に対する指導</p> <p>5. 会報等による広報</p>	<p>点的に実施する。</p> <p>② ①の自主点検のうち、別表4「公益社団法人全日本トラック協会結果表」又は別表5「公益社団法人日本バス協会結果表」についてとりまとめ、翌月の第4金曜日までに国土交通省あて報告する。</p> <p>都道府県トラック協会及び都道府県バス協会に通報があったものについては、事業者団体が適切な指導を行う。</p> <p>運転者に対し、急発進、急加速等を避けた無理の無い運転方法について指導する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
全国デイナーゼル ポンプ 振興会 連合会	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 会報等による広報</p>	<p>① 事業所の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 事業所にチラシを備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>